

2021 年 10 月 21 日

第 4 回 プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関する検討会 へのコメント

宍戸 常寿

第 4 回の検討会への参加が叶わないため、第 4 回検討会における議論ポイントの内、特に事務局から依頼のあった PF のデータ取扱いルールのガバナンスメカニズムに対する国の関与についての意見を提出します。

まず出発点として、PF の構築・運営の推進を民間、すなわち PF 事業者完全に任せるのではなく、国が関与したほうが良いと思われる理由を考える必要があります。

一つには PF の中立性の問題があります。PF がデータ提供者や利用者に対し差別的な扱いをしたり、PF 自身に有利となるような不公正なデータ取引をしないよう、PF 自身がどこまで律することができるのか、という問題に対して、国の関与の余地があります。

二つ目には、ステークホルダーのうち、とりわけ事務局資料の p.6 に記載されている被観測者やエンドユーザに生じ得る不利益の保護です。PF に参加するデータ提供事業者やデータ利用事業者であれば、PF に直接苦情を申し立て、PF に用意された紛争解決メカニズムを使って紛争を解決していくことも可能ですが、被観測者やエンドユーザは立場が弱く、PF に直接問題を申し立てることが現実には困難です。したがって被観測者やエンドユーザの意見を吸い上げて PF の運営に反映し、PF を通してデータが健全に流通するよう担保するという点にも、国による関与の余地があります。

三つ目には、国がデータ包括的データ戦略を推進していく上で、常に最新のデータ流通状況を把握できるようにしておく必要があるという点です。プラットフォームにおけるデータ取扱いルールはいったん実装したらそれで完了ではなく、時々には顕在化する新たなリスクに対応してルールを再実装することが必要です。適切なルール再実装を促す政策の立案・実施には政府がデータ流通の実状を適切に把握するためのモニタリングメカニズムが必要であり、そのようなモニタリングメカニズムの設計にも国の関与の余地があります。

国の関与の方法としてはハードなものからソフトなものまでさまざまな選択肢が考えられます。最もハードな選択肢は直接的な規制であり、PF 業法を立法して PF を認定・認可制等とし、報告・聴取を通してデータの流通状況を把握する方法です。次にハードなのは、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」のように、特定の条件に合致する PF 事業者に対してガバナンスを自主的に作ってこれを公表・報告することを求める方法です。更に、広い意味での共同規制的なものとしては PF が集まる団体を作ってこの団体に政府も関与をするような方法、そして日本 IT 団体連盟による情報銀行認定事業のように認定基準は政府が作り認定・認証は民間事業として実施する方法もあります。これは、ガバナンスのアンカーをどこに置くのかの違いであり、ハードな選択肢では政府自らがアンカーとなり、よりソフトな選択肢では民間の第三者組織がアンカーを担

うこととなります。個々の PF 事業者自身がアンカーを担う方法、すなわち政府がガバナンスメカニズムに関与しない選択肢もあり得ますが、先述の 3 つの理由から国による関与はあったほうが望ましいと考えます。なお、アンカーを担う第三者組織はしばしば、PF 政策・事業の推進とガバナンスアンカーの両方の役割を担うことがあります。両者は矛盾するものではありませんが、推進の目的でガバナンスの判断に不適切なプレッシャーや歪みが生じないよう担保することは重要です。例えば情報銀行の認定事業を実施している日本 IT 団体連盟では、情報銀行推進委員会と認定委員会を各々組織しており、更に認定機関の運営全体について公正性等の監査諮問を行う監査諮問委員会をおくことで、この問題を解消しようとしていますので、参考になるかと思えます。

(参考)

IT 連盟における情報銀行認定の独立性・中立性・公平性等を担保するガバナンス体制
「情報銀行」認定申請ガイドブック ver.2.1 (案) 12-14 頁
https://www.itrenmei.jp/files/files20211001_guidebook_v.2.1.pdf

以上